

全国健康関係主管課長会議

健康局 水道課

平成24年度水道施設整備費予算(案)

百万円単位（単位未満四捨五入）

	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	うち、 復旧・復興枠	対前年度 増△減額
水道施設整備費	41,644	72,920	40,087	31,276
簡易水道	16,898	23,751	4,526	6,854
上水道	24,707	28,719	15,557	4,012
指導監督事務	—	58	0	58
補助率差額	6	5	0	△1
事業調査費	33	36	4	3
災害復旧費	0	20,350	20,000	20,350

※ 厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計

水道の東日本大震災復旧・復興関連予算

平成23年度予算

【1次補正】

○災害復旧費（補助金）：160億円

→平成23年度中に本復旧工事に着手できる水道施設の復旧費（H23.3末時点の被害報告より計上）

〔補助率〕
80/100～90/100（財政援助法による嵩上げ）

【3次補正】

○災害復旧費（補助金）：303億円

→平成23年度中に本復旧工事に着手できる水道施設の復旧費（H23.7時点の被害報告を踏まえた追加措置）

〔補助率〕1次補正と同様

○被災状況調査費：1.2億円

→津波により甚大な被害を受けた水道施設の復旧に向けた被災状況調査委託費（実施主体：国）

平成24年度予算（案）

【当初予算】

○災害復旧費（補助金）：200億円

→主に津波による甚大な被害から、都市計画の見直しを要するなど、平成23年度中に本復旧工事の着手が見込めない地域での水道施設の復旧費

〔補助率〕H23年度補正予算と同様

○防災対策費（補助金）：201億円

→東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道の耐震化を促進する経費

〔対象事業〕
簡易水道：簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業のうち、耐震化関連メニュー
上水道：ライフライン機能強化等事業

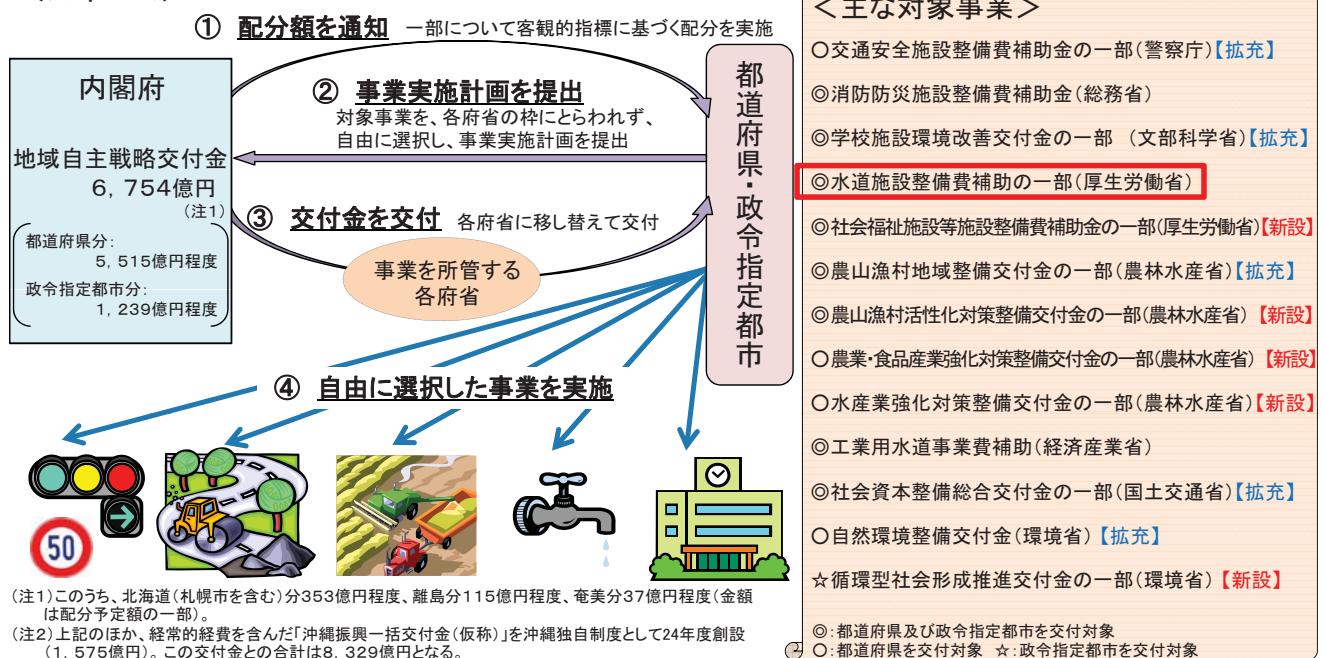
〔補助率〕
1/2、4/10、1/3、1/4（現行補助制度と同様）

地域自主戦略交付金

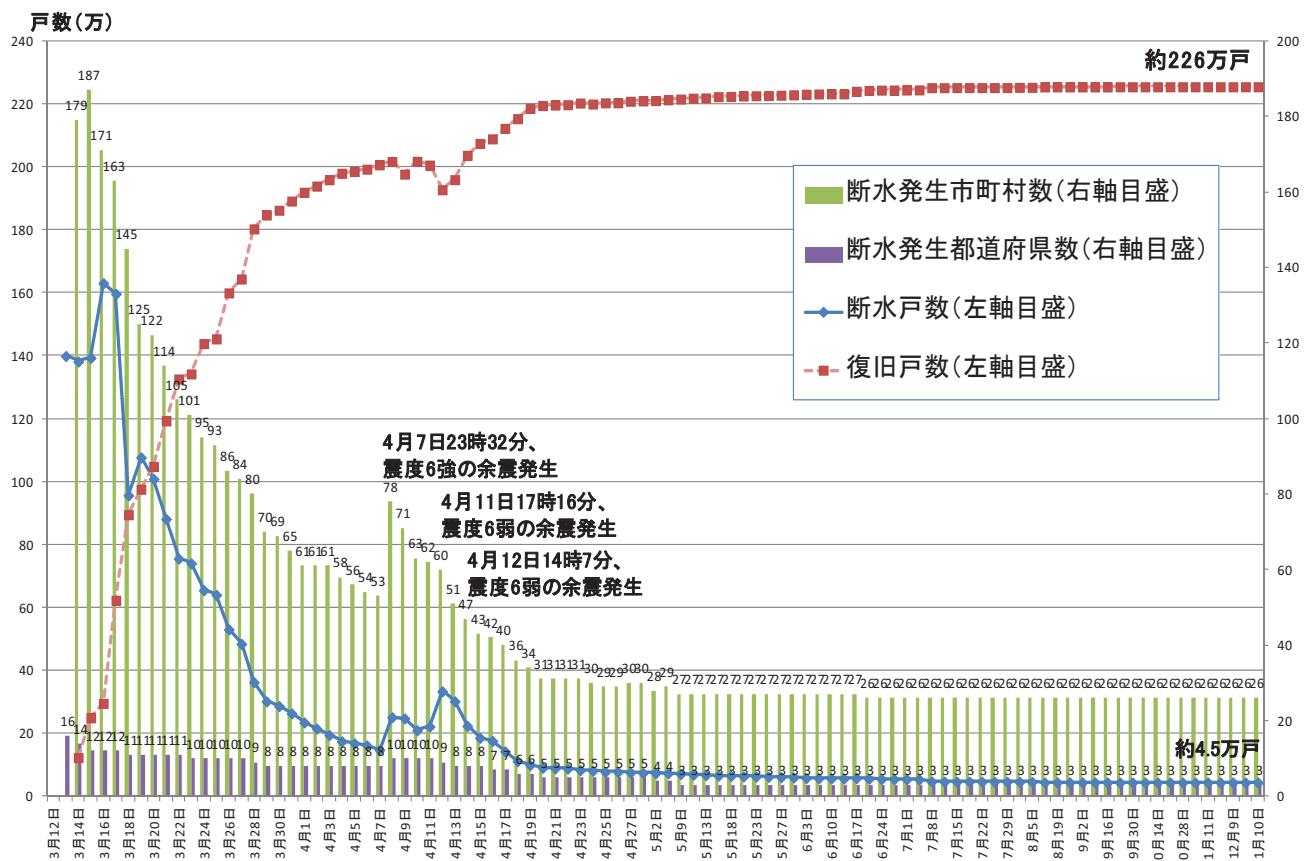
平成23年12月26日
地域主権戦略会議（第15回）配付資料

- 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に創設。
- 内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。
- 平成24年度は、23年度に一括交付金化を実施した都道府県分について、対象事業を拡大・増額したほか、政令指定都市に一括交付金を導入。対象事業は8府省18事業に拡大。

<スキーム>



東日本大震災における断水・復旧状況



水道の復興支援

～応急復旧からまちづくりへ

水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者

支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

復旧支援(事業者間マッチング)状況 平成23年12月時点

被災事業者等		支援事業者等
岩手	大船渡市	八戸圏域水道企業団
	陸前高田市	大阪市
	大槌町	神戸市
	釜石市	盛岡市
宮城	南三陸町	横浜市
	七ヶ浜町	新潟市
その他		現地水質検査チーム ((財)水道技術研究センター、横浜市)

※この他にも、被災県、被災事業者に、知事会、市長会等を通じて人的支援を実施している

復興支援連絡協議会に参加する
水道関係者のバックアップ

連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・(社)日本水道協会
(本部、盛岡市、仙台市他)
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

津波被災地域の水道復旧にあたって

津波により大きな被害を受けた地域では…



ガレキ等により水道復旧工事の施工が困難な状況

水道本管、仕切弁、各家庭の給水管の止水栓など地中埋設物の位置確認が困難で作業がなかなか進まない

工事作業者の技能・経験が作業の進捗に大きく影響

給水装置工事の技術力の確保について

水道法施行規則第36条第2項【事業の運営の基準】

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

平成20年（制定後10年後）の制度検証時の通知

平成20年3月水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において、水道事業者に対して、既存の資格や講習制度を活用し、適切な配管技能者の確保のため指定工事事業者への助言、指導に努めるようお願いしている。



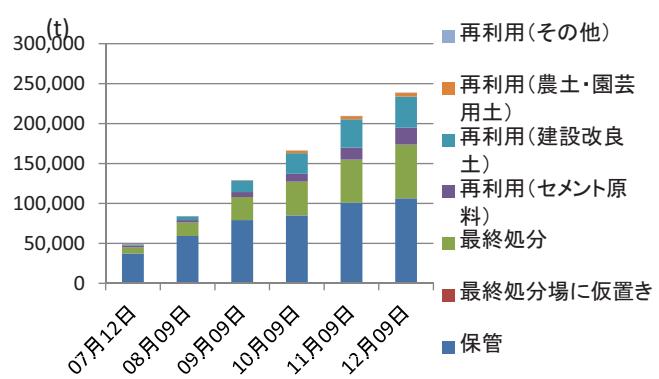
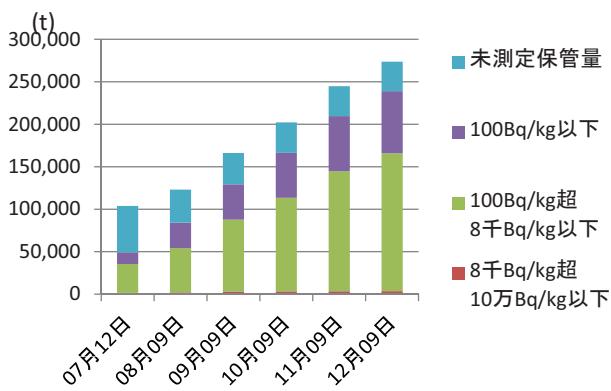
平成23年8月事務連絡

平成23年8月の事務連絡において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等にお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧活動の迅速化にも大きく寄与する。

- ・被災地の応援には、現地での工法や材料の幅広い技能が必要
- ・迅速、確実な復旧には、現場状況を直ちに判断できる実務的技能が必要

浄水発生土の放射性物質汚染への対応

12月9日時点



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地 震 名 等	発 生 日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	最大断水日数
阪神・淡路大震災	平成 7年 1月17日	7	7.3	約 130万戸	90日
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 130,000戸	約1ヶ月 (道路復旧等の影響地域除く)
能登半島地震	平成19年 3月25日	6強	6.9	約 13,000戸	13日
新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6強	6.8	約 59,000戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	6強	7.2	約 5,500戸	18日 (全戸避難地区除く)
岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6弱	6.8	約 1,400戸	12日
駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日	6弱	6.5	約75,000戸※	3日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 230 万戸	約5ヶ月 (津波被災地区等除く)

※駿河湾で断水戸数が多いのは緊急遮断弁の作動によるものが多数あったことによる。

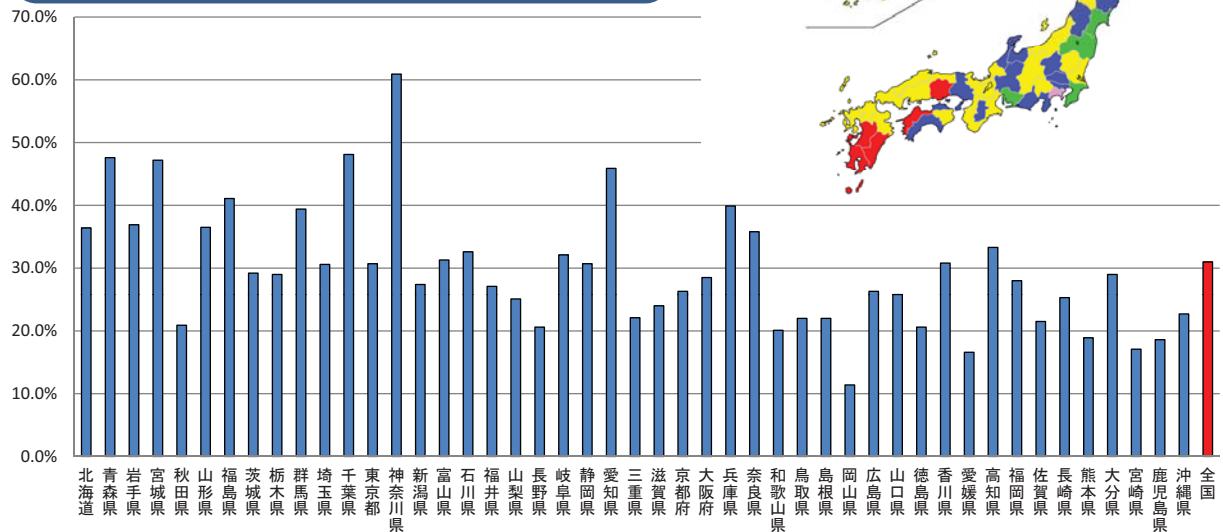
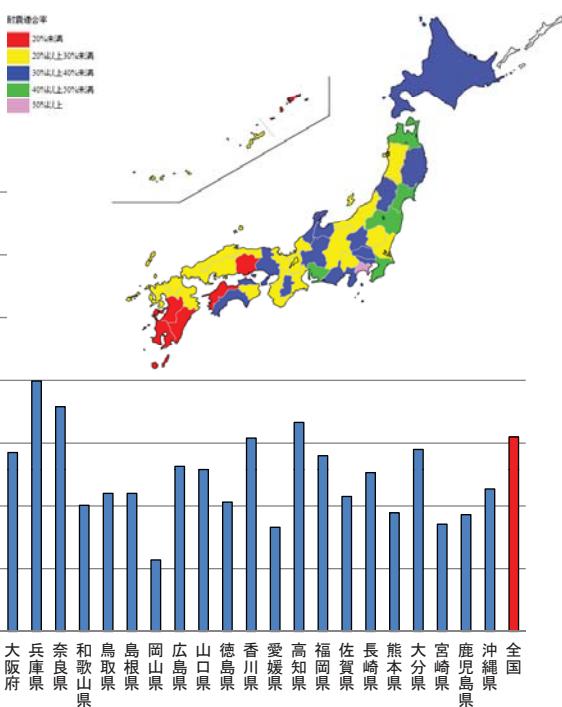
主な大雨による被害

時期・地域名	断水戸数	最大断水日数
平成21年7月 中國・九州北部豪雨	約 87,000戸	11日
平成22年 梅雨期豪雨(山口県、秋田県、広島県等)	約 17,000戸	6日
平成23年7月 新潟・福島豪雨	約 50,000戸	68日
平成23年9月 台風12号(和歌山県、三重県、奈良県等)	約 54,000戸	26日(全戸避難地区除く)
平成23年9月 台風15号(静岡県、宮城県、長野県等)	約 16,000戸	13日



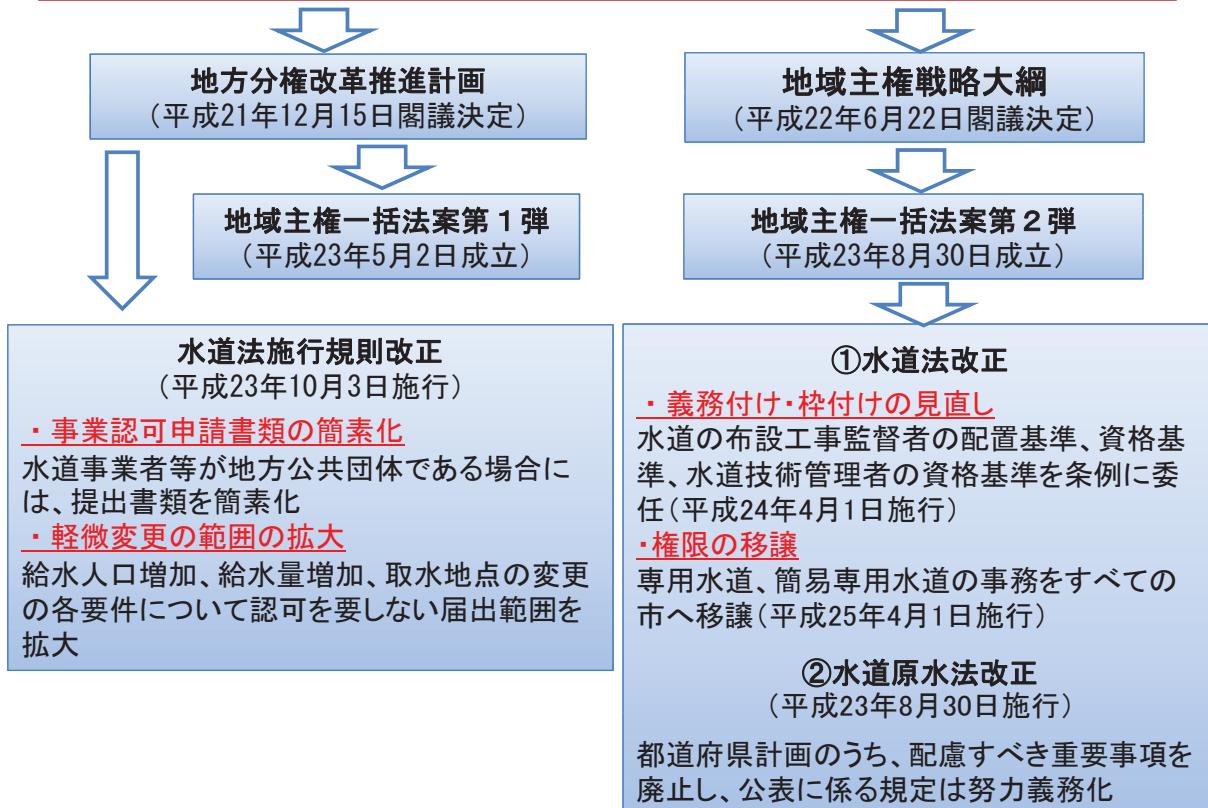
水道基幹管路の耐震適合率(平成22年度)

水道管路は高度成長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は31.0%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。



地方分権・地域主権

地方分権改革推進委員会 第1次～第4次 勧告



事業認可等に関する改正等について

水道法施行規則の改正(平成23年10月3日公布、同日施行)

■事業認可申請書類の簡素化

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受けの場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

■軽微変更の範囲の拡大

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの(現在は1/100)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの(現在は1/100)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は河川水の場合。)

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

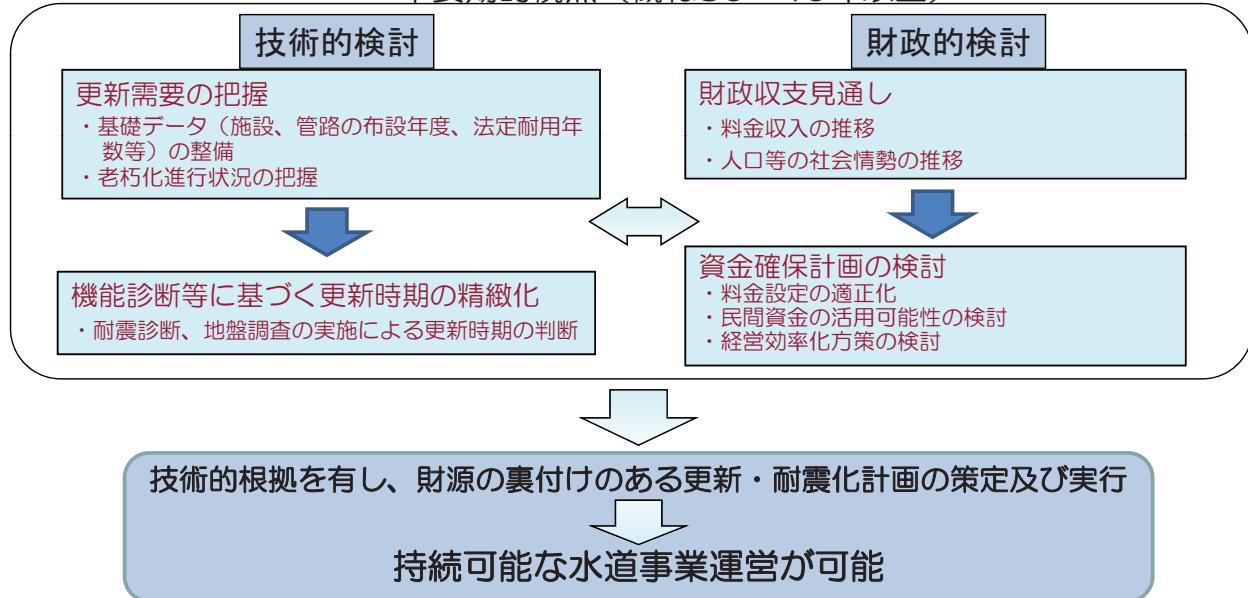
- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)

厚生労働省では、「**水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き**」を策定し、平成21年7月に公表。

＜アセットマネジメント実践上のポイント＞

中長期的視点（概ね30～40年以上）



「アセットマネジメント」の実施状況について

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

計画給水人口	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
調査事業者数	938	228	156	61	29	93	1,505
実施事業者数	77	95	93	41	23	58	387
割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%

更新需要見通しの検討手法	財政収支見通しの検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	26	3	2		
タイプ2(簡略型)	11	92	58		
タイプ3(標準型)	3	9	159		
タイプ4(詳細型)					10

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、

平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業	○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る) ※地域自主戦略交付金は対象としてない
事前評価	事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施
再評価	事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施 なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入) また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

要領、細目等の改正(平成23年7月)の主な内容について

事業評価への主な意見等

■評価に関する情報の取扱いについて
(総務省「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」)
・情報の公表に関する基本的な事項について

■代替案の取扱いについて
(行政刷新会議「事業仕分け」)
・水利権の転用等についても考慮した評価の実施

■需要予測にあたっての留意事項
(総務省「政策評価の点検の結果」、「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告」)
・需要予測の精度向上についてなど

■便益算定方法の明確化
(総務省「政策評価の点検の結果」)
・便益の算定方法を明確にすべき
・便益の算定方法を変更したことの説明を十分に行うこと
・給水制限率(節水率)の算定式について

■社会的割引率について
(会計検査院「平成21年度決算検査報告」)
・評価時点より前の建設費等についても社会的割引率を用いること

■低い給水制限率の扱いについて
(その他)
・低い給水制限率において便益を算定するのは過大評価ではないか

○実施要領(健康局長通達) ⇒ 改正

- 第1 趣旨
- 第2 対象事業及び実施時期
- 第3 評価の実施体制と手順
- 第4 評価の内容及び資料の保存
- 第5 評価の結果に基づく対応
- 第6 評価結果等の公表
- 第7 その他
- 第8 施工期日

意見を踏まえて改正するとともに、要領、細目で重複する等、分かりにくかった部分を修正

○実施細目(水道課長通達) ⇒ 改正

- 第1 評価の対象とする事業の範囲
- 第2 評価の単位の取り方
- 第3 再評価時期
- 第4 評価の内容
- 第5 評価の結果に基づく対応評価に関する資料の保存

○解説と運用 ⇒ 新規策定

具体的な評価の手順や、費用対効果分析以外の評価の内容(特に代替案立案など)などについて詳細に記載するなど、要領、細目を解説・補完することにより、より適切に、より容易に事業評価が行われるように新たに策定する。

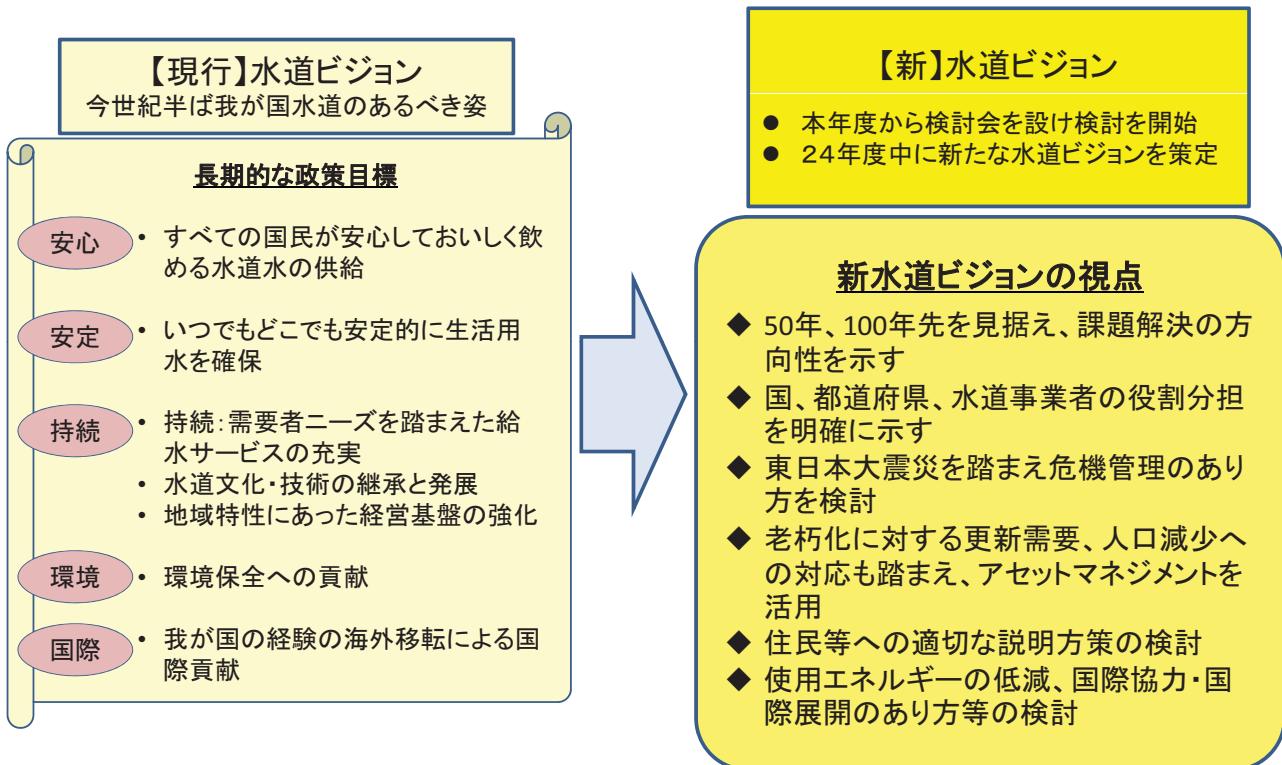
なお、費用対効果分析については、マニュアルを参考にする。

○水道事業の費用対効果マニュアル ⇒ 改訂

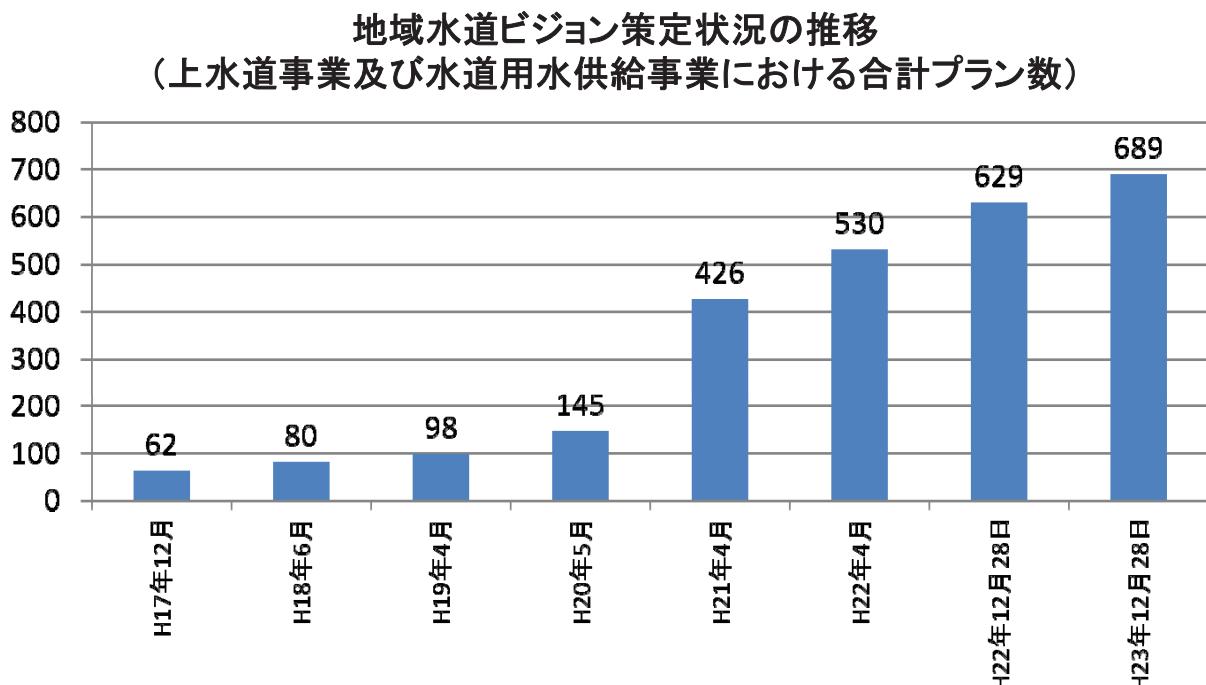
事業評価への主な意見などを踏まえ、よりわかりやすくするため構成の見直し、費用対効果分析の手法の一部改正等、算定事例の充実を図る。

- ・需要予測にあたっての留意事項の充実
- ・便益算定方法の明確化
- ・現在価値化の方法の改訂
- ・年次算定法の充実など

新水道ビジョンの策定



地域水道ビジョン策定状況の推移

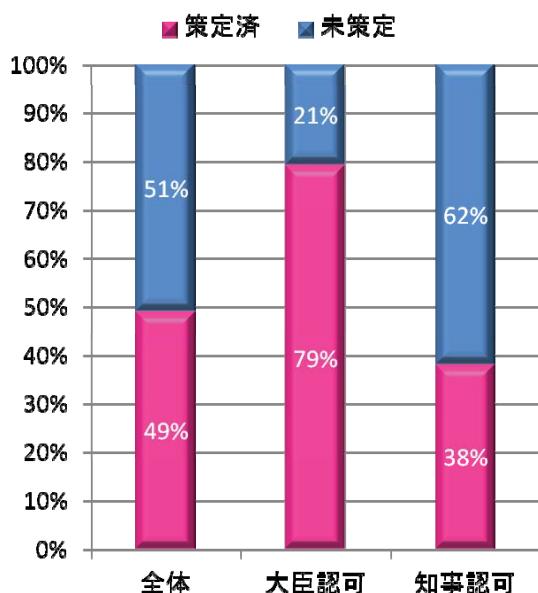


※厚生労働省において内容を確認できた年月による

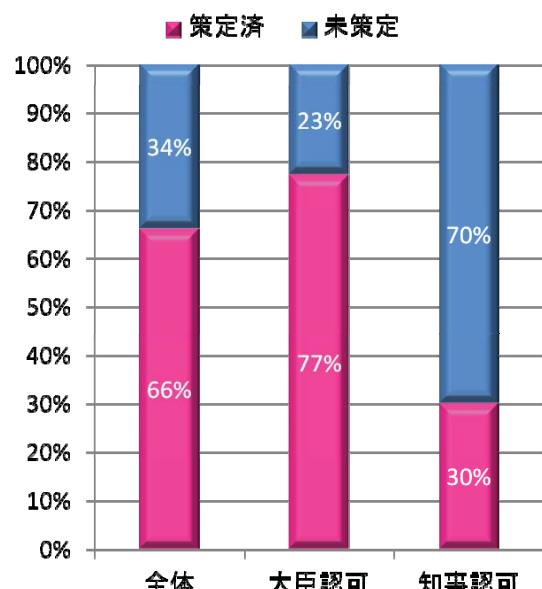
地域水道ビジョンの策定状況

○規模別地域水道ビジョン策定状況(H23年12月28日現在)

事業数割合（上水道・全体）



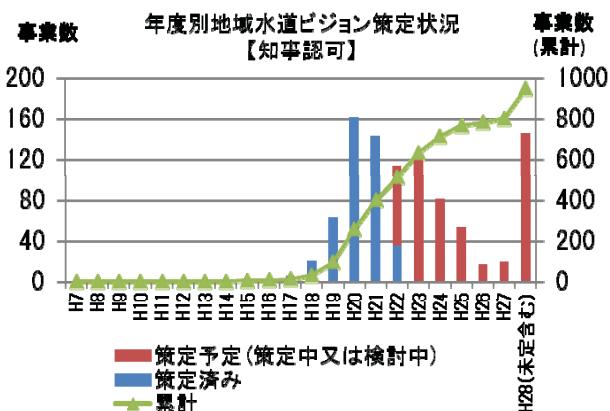
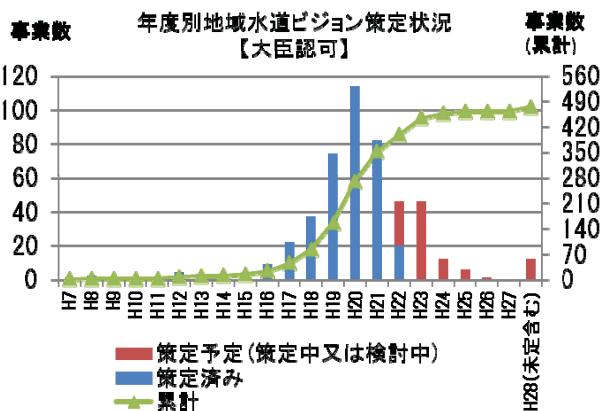
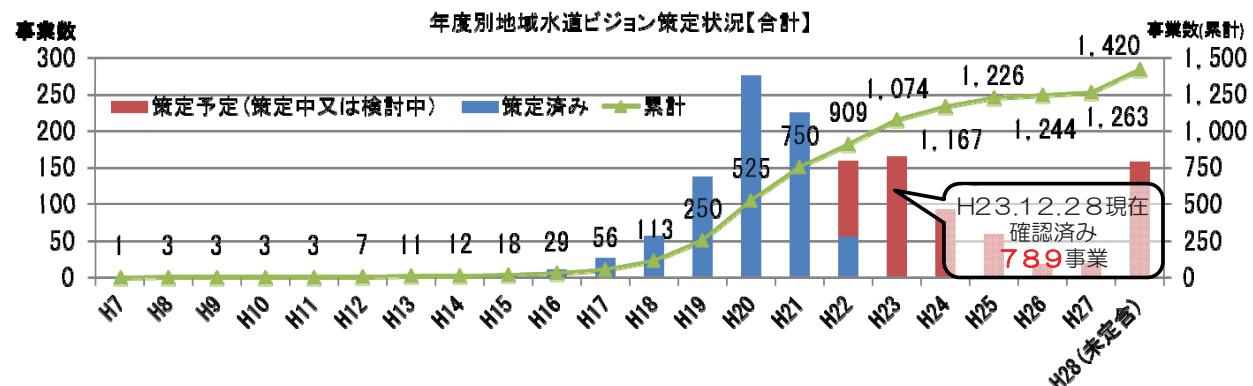
事業数割合（用水供給・全体）



※「策定済」とは厚生労働省において内容を確認できたもの

地域水道ビジョンの策定状況

○地域水道ビジョン策定状況の見通し(H22年度運営状況調査)



水道産業の国際展開

水道セミナー：相手国の水道事業者を集めて、日本の水道技術や企業をPR

政府レベル

カンボジア

- ◆平成23年1月、厚生労働省とカンボジア王国鉱工業エネルギー省との間で水安全供給を促進するための協力に関する覚書の締結。
- ◆平成23年12月、プノンペン市において、日水協、北九州市と連携して、水道セミナーを開催。

インド

- ◆平成24年1月、ライプール市において、インド水道協会総会の一部として、日水協と連携して、インド日本水道セミナーを開催。(水道事業体からは、東京都、横浜市、北九州市が参加)



カンボジアセミナーの様子

水道関連機関とのパートナーシップ

アジアの水道協会

- ◆日本の企業・水道事業体とアジア各国の水道協会のネットワーク化
- ◆企業等が海外展開するための拠点として、市場調査、案件調査、技術紹介等に活用

※ 23年度は、インド、インドネシア、ベトナムの水道協会とパートナーシップ構築に向け協議を開始。

業界・関係団体レベル

官民連携型の案件発掘調査

- ◆民間企業と地方自治体が共同で、アジアにおける水道プロジェクトの案件形成をするためのF/S調査を公募。
※ 23年度は、3案件を実施中…埼玉県(マレーシア)、神戸市(アゼルバイジャン)、北九州市(ベトナム)

民間企業
施設の設計・建設
高度な水処理技術

地方自治体
水道事業運営
ノウハウ

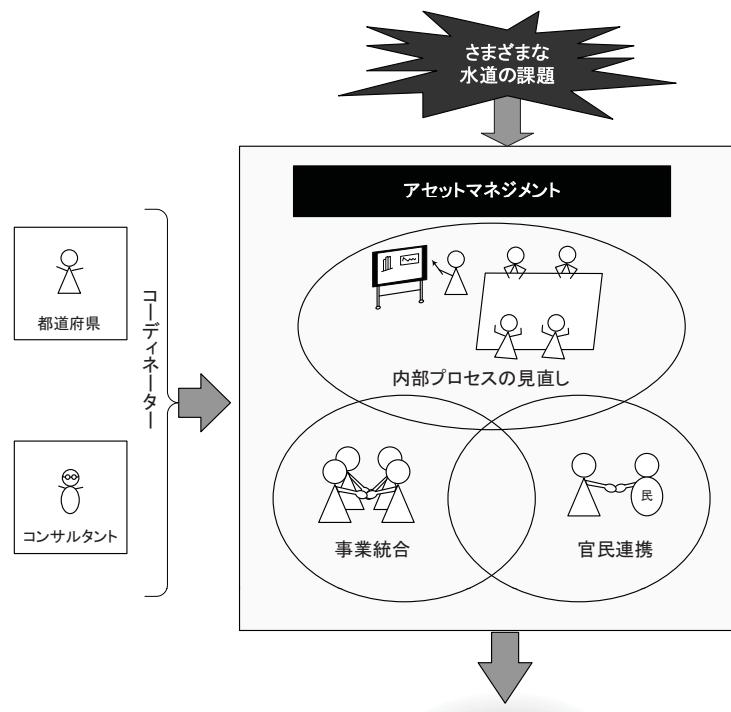
個々の事業体・プロジェクトレベル

広域化・官民連携の推進

人口減少社会を迎えて、水道事業の運営基盤を強化するための様々な課題解決には、一つの水道事業者のみで対応できるものは限られる。

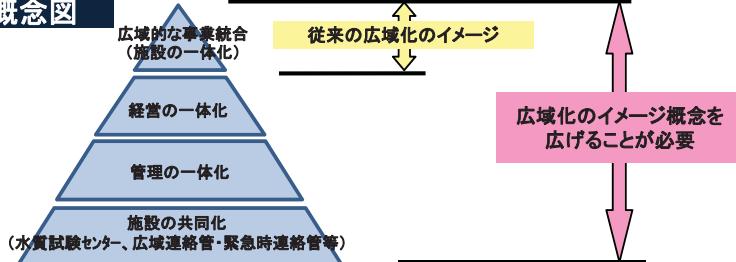
そのため、「新たな広域化」や「官民連携」等を活用し、水道事業の再構築が必要。

また、各地域の水道の方向性を示す「都道府県版地域水道ビジョン」の策定が望まれる。



広域化の推進

新たな水道広域化の概念図



↑ 従来の広域化のイメージ ↓

広域化のイメージ概念を
広げることが必要

「水道広域化検討の手引き」(平成20年8月)

《目次構成》

I 章 総論

II 章 水道広域化の検討方法

III 章 水道広域化の検討事例

IV 章 水道広域化の導入手順 とフォローアップ

参考資料編

水道広域化の沿革、これまでの成果と課題。
新たな水道広域化の考え方や期待される効果を整理。

水道広域化の検討を行う場合の手順を示し、検討に当たって、問題点や課題を把握する現状評価の方法、業務の共同化、経営の一括化、事業統合の検討の視点とその内容を示す。

- > 総務関係 > 給水装置関係 > 維持管理関係
- > 経理関係 > 建設・工務関係 > 災害対策
- > 営業業務関係 > 施設再構築

各業務(営業・管路管理・運転管理・水質管理・緊急用資材融通・施設更新効率化)に係るモデルケースを設定し、以下の事項を例示。

- > 具体的な検討手順と計算例
- > 検討結果に対する評価例
- > 実施に当たっての留意事項

各種業務の共同化の実施体制と手続き、事業統合までの手続きと留意点及び水道広域化導入後の評価や見直し等についての考え方を示す。

水道広域化促進事業(補助事業)

統合のインセンティブとするため、統合元が行う水道施設の整備(更新等)に対しても補助

既存施設であって、耐用年数を超過した水道施設の更新又は改修に対して補助



「水道分野における官民連携推進協議会」の 実施について

官民連携推進協議会

水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。

そのため、平成22年度から、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国の6会場で実施し、多くの水道関係者に参加頂いた。

今後も、引き続き協議会を継続するので、運営基盤の強化等に活用されたい。(水道課HPに協議会情報を掲載中)

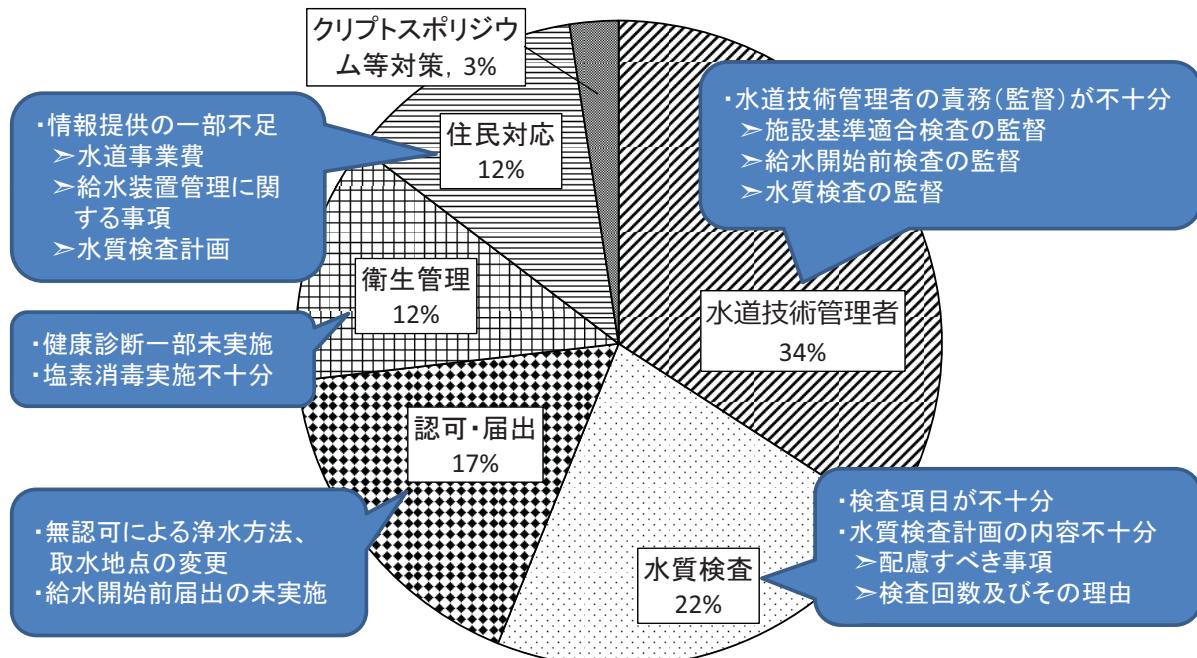


水道法39条に基づく立入検査結果の概要 (平成22年度)

検査対象は厚生労働大臣認可の水道事業者・水道用水供給事業者。

数字は検査において法令不適合事項が認められ、文書指摘による改善指導を行った割合。

平成22年度は49事業者へ検査を実施し、23事業者へ対し合計41件の文書指摘を行った。



水道水の放射性物質汚染への対応

水道水の摂取制限等について

水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請
(放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg)(指標等は3月19日及び3月21日に関係者宛通知)

摂取制限等実施状況

- 乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて20事業(地域)で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業(地域)は4月1日までに制限を解除。
- 一般による摂取制限は3月21日から4月1日に福島県飯舘村で実施。
- 福島県飯舘村で**乳児による摂取制限を解除(5月10日)して以降、乳児または一般における摂取制限を行っている地域はない。**

モニタリングの実施

モニタリング方針(4月4日公表)に基づき、福島県及び近隣10都県を重点区域として、1週間に1回以上検査を実施。(東電福島第一原発事故後最初のモニタリングは3月16日)

- 放射性ヨウ素は、3月16日から24日までに濃度のピークが見られ、3月下旬以降減少。
- 放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度。
- いずれも4月以降は全域で検出限界値未満又は微量濃度の検出のみ。**

※東電福島第一原発周辺の地下水(井戸水を含む)のモニタリングについては、総合モニタリング計画により環境省、福島県が実施。

※旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町)の飲用の井戸水等のモニタリングは、環境省、原子力災害現地対策本部、文部科学省が実施。

放射性物質対策検討会中間取りまとめ

水道水中の放射性物質対策について審議。6月21日に中間取りまとめを公表。

6月30日にモニタリング方針を一部改正。

(中間取りまとめの内容)

- 東電福島第一原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、**摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性低い。**
- 事故後初めて(当時)の台風襲来時期に備え、モニタリングを継続実施。

指標の見直し

食品衛生法(飲料水)の暫定規制値の見直しに合わせて、放射性物質に関する指標、モニタリング方法、超過時の対応等をH24.4.1に見直し予定(パブコメ実施中)。

- セシウム134及び137の合計で10Bq/kg
- 衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。

測定マニュアルの策定

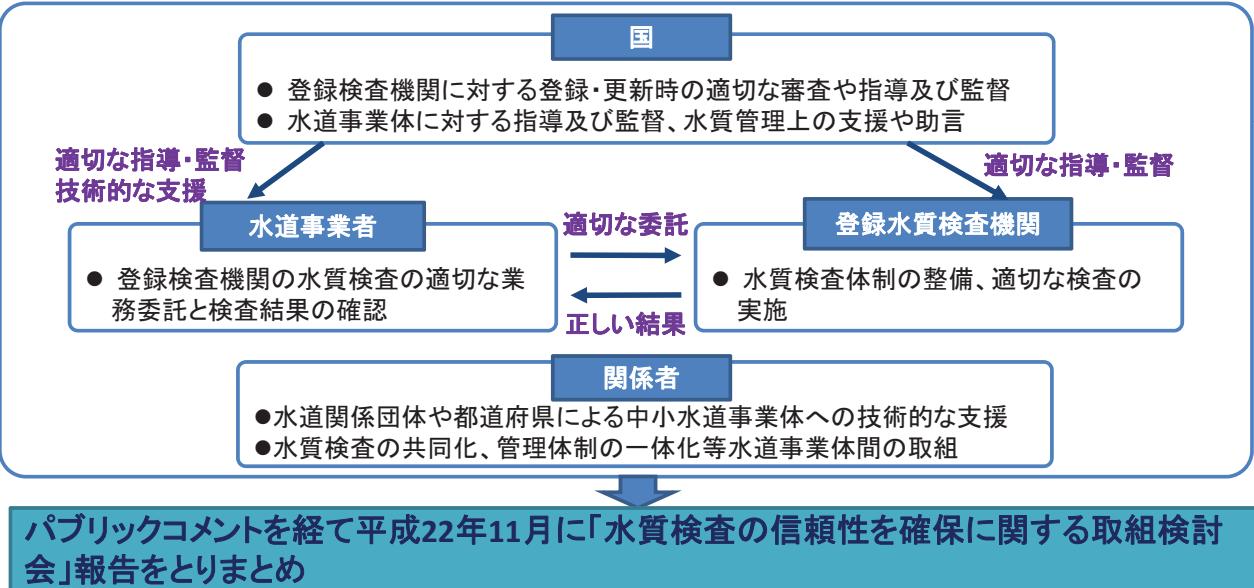
水道水・水道原水中の放射能測定を行うマニュアルを策定(10月12日)

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

基本的なスタンス

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等が登録検査機関に委託する増加する状況にあることを踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



水質検査の信頼性確保に向けた国の取組について

これまでの取組

●水道法施行規則の改正及び施行通知の発出

以下の事項に関して水道法施行規則を改正するとともに、あわせて施行通知を発出(H23.10.4公布、H24.4.1施行)

- ①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化
- ②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化
- ③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加

●外部精度管理調査※の見直し

外部精度管理調査における精度不良機関の判定手法や登録検査機関の階層化評価の見直し等を実施(平成23年度調査までに見直しを実施)

※登録水質検査機関等における水質検査の技術水準の把握と向上を目的とした調査

今後の取組

●検査方法告示の改正

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を実施予定(現在パブリックコメント実施中。今度中2中月に公布、来年度4月1日施行予定)

●日常業務確認調査の実施

登録検査機関が行う登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とする「日常業務確認調査」を平成24年度より実施するため、「水道水質検査精度管理検討会」にて検討中